

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第40号

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
附 則	附 則						
1～4 (略)	1～4 (略)						
<u>(民間端末機による交付事務の特例)</u>							
5 <u>令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間において、民間端末機(飯塚市印鑑条例第13条に規定する民間端末機をいう。)により交付する手数料を徴する事務、名称及び金額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</u>							
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係							
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付</u></td><td><u>戸籍の謄本又は抄本の交付</u></td><td><u>1通につき 350円</u></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	<u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付</u>	<u>戸籍の謄本又は抄本の交付</u>	<u>1通につき 350円</u>	
事務	名称	金額					
<u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付</u>	<u>戸籍の謄本又は抄本の交付</u>	<u>1通につき 350円</u>					
(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係							
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額				
事務	名称	金額					

<u>住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項の規定による住民票の写しの交付</u>	<u>住民票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>

(3) その他

事務	名称	金額
<u>飯塚市印鑑条例(平成18年飯塚市条例第164号)第12条の規定による印鑑登録証明書の交付</u>	<u>印鑑登録証明書の交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>市民税課税(非課税)に関する証明書の交付</u>		<u>1件につき 200円</u>

<u>所得(収入)に関する</u>		<u>1件につき 200円</u>
<u>証明書の交付</u>		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。